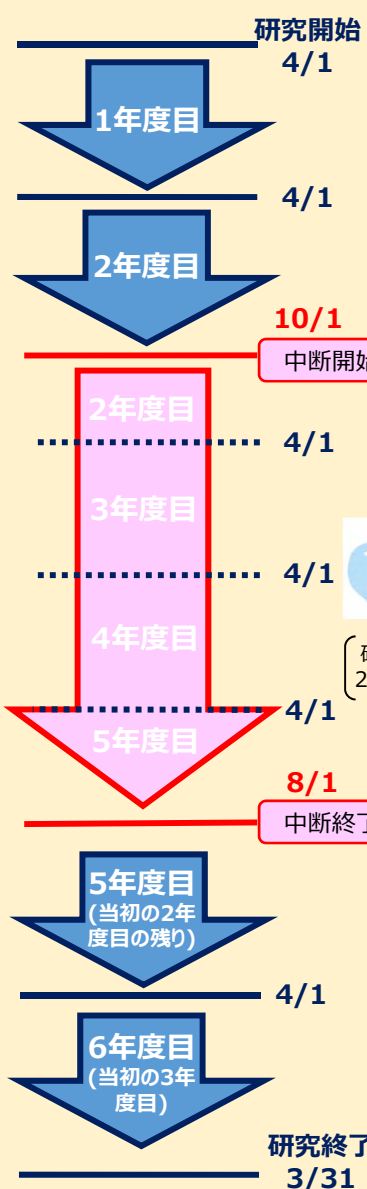


海外における研究滞在等による科研費の研究中断・再開 手続きのイメージ

研究期間3年間で、2年10ヶ月の中断が生じる場合



【研究開始】

- ・日本学術振興会から研究機関を通じて研究代表者に対して交付内定
- ・研究代表者は研究機関を通じて「交付申請書」を日本学術振興会に提出
- ・日本学術振興会から研究機関を通じて研究代表者に対して交付決定

【研究中断開始】

- ・研究中断の前に、研究代表者から研究機関を通じて「**研究中断承認申請書**」(※)を日本学術振興会に提出
- ・日本学術振興会から研究代表者に対して「条件付き交付内定通知」を通知 (交付決定前であれば「交付申請留保届」の提出を受けて「条件付き交付内定通知」を通知)
- ・研究代表者から研究機関を通じて「実績報告書」を日本学術振興会に提出
- ・日本学術振興会から研究機関を通じて研究代表者に対して額の確定通知、未使用額の返還

(※) 1年以上研究中断する者、または海外渡航のため応募資格を喪失する者が提出。
応募資格を有したままで1年未満の研究中断をする者は、「中断承認申請書」を提出することなく、研究再開時に「研究期間の延長」申請を行うことにより、1年間の研究期間の延長が可能。

【研究中断中】

- ・毎年度の4月に日本学術振興会から「条件付き交付内定通知」を通知
- ・研究代表者は研究中断中に各種変更 (中断期間の変更、研究代表者の連絡先の変更等) が生じたら「**変更届**」を日本学術振興会に提出。(中断期間の変更の場合は、日本学術振興会は「変更届」に基づき改めて「条件付き交付内定通知」を通知)

【研究中断終了】

- ・研究機関は「**再開届**」を日本学術振興会に提出
- ・研究代表者から研究機関を通じて「交付申請書」を日本学術振興会に提出 (交付申請書の提出以降、**科研費の執行が可能**)
- ・日本学術振興会から研究機関を通じて研究代表者に対して交付決定

【研究終了】

- ・研究代表者から研究機関を通じて「実績報告書」を日本学術振興会に提出
- ・日本学術振興会から研究機関を通じて研究代表者に対して額の確定通知
- ・研究代表者から研究機関を通じて、研究期間全体に係る「研究成果報告書」を日本学術振興会に提出